（審問の期日の通知・法第八十五条）

第四十五条　法第八十五条第二項の審問の期日は、当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。ただし、その通知をすることにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（証拠調べ・法第八十六条）

第四十六条　子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第三十三条第一項の直送」と、同規則第百四条中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

2　当事者等が前項において準用する民事訴訟規則第九十九条第一項の証拠の申出を記載した書面を裁判所に提出する場合には、当該書面について直送をしなければならない。

3　裁判長は、必要があると認めるときは、第一項の証拠調べの期日において家庭裁判所調査官又は医師である裁判所技官が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができる。

第四目　裁判

（終局決定の確定証明書等・法第九十三条等）

第四十七条　家庭裁判所の裁判所書記官は、法第六十二条第一項又は第七項の規定による請求により、子の返還申立事件の記録に基づいて終局決定の確定についての証明書を交付する。

2　子の返還申立事件がなお抗告審に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、当該子の返還申立事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、終局決定の確定した部分のみについて同項の証明書を交付する。

3　前二項の規定は、終局決定以外の裁判について準用する。

（終局決定の確定の通知）

第四十八条　終局決定が確定したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

（終局決定の方式等・法第九十四条等）

第四十九条　終局決定の裁判書には、終局決定をした裁判官が記名押印しなければならない。

2　合議体の構成員である裁判官が終局決定の裁判書に記名押印することに支障があるときは、他の裁判官が終局決定の裁判書にその事由を付記して記名押印しなければならない。

3　終局決定の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を子の返還申立事件の記録上明らかにしなければならない。

4　前三項の規定は、終局決定以外の裁判について準用する。

（脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立て・法第九十六条）

第五十条　手続費用の負担の裁判を脱漏した場合における手続費用の負担の裁判を求める申立てについては、民事訴訟規則第百六十一条の規定を準用する。

第五目　裁判によらない子の返還申立事件の終了

（裁判によらない子の返還申立事件の終了の通知）

第五十一条　子の返還申立事件が裁判によらないで終了したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

（子の返還の申立ての取下げがあった場合等の取扱い・法第九十九条等）

第五十二条　子の返還の申立ての取下げがあった場合において、相手方の同意を要しないときは、裁判所書記官は、申立ての取下げがあった旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

2　子の返還の申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合において、相手方が申立ての取下げに同意したとき（法第九十九条第三項の規定により同意したものとみなされた場合を含む。）は、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

3　法第百四十七条の規定により子の返還申立事件について申立ての取下げがあったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を手続に参加した子（子の返還申立事件に係る家事調停の手続に参加したものを除く。）に通知しなければならない。

（和解・法第百条）

第五十三条　子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条、第百六十三条及び第百六十四条の規定を準用する。

2　当事者が裁判所において和解をしたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を手続に参加した子に通知しなければならない。

第三款　不服申立て

第一目　終局決定に対する即時抗告

（抗告状の記載事項等・法第百一条等）

第五十四条　終局決定に対する即時抗告をするときは、抗告状には、原決定の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなければならない。

2　前項の抗告状には、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならない。

（抗告裁判所への事件送付）

第五十五条　終局決定に対する即時抗告があった場合には、原裁判所は、抗告却下の決定をしたときを除き、遅滞なく、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

2　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録を送付してしなければならない。

（反論書）

第五十六条　裁判長は、原審における当事者（抗告人を除く。）に対し、相当の期間を定めて、抗告人が主張する原決定の取消し又は変更を求める事由に対する当該当事者の主張を記載した書面の提出を命ずることができる。

（原審の終局決定の裁判書の引用・法第百六条）

第五十七条　抗告審の終局決定の裁判書における理由の記載は、原審の終局決定の裁判書を引用することができる。

（第一審の手続の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百七条）

第五十八条　終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前款の規定（第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十一条及び第五十二条第一項の規定を除く。）を準用する。

2　民事訴訟規則第百七十三条、第百七十七条及び第百八十五条の規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百七十三条第三項及び第百七十七条第二項中「相手方」とあるのは、「原審における当事者及び手続に参加した子」と読み替えるものとする。

第二目　終局決定に対する特別抗告

（特別抗告をする場合における費用の予納・法第百八条等）

第五十九条　特別抗告をするときは、抗告状の写しの送付に必要な費用のほか、抗告提起通知書の送達及び送付、抗告理由書の写しの送付、裁判の告知並びに抗告裁判所が子の返還申立事件又は抗告事件の記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。